

香川県広域水道企業団情報共有システム利用の手引きの新旧対照表

改正後	改正前
<p>(工事成績評価)</p> <p>第7条 情報共有システムを利用した工事<u>については、当面の間、工事成績評価における創意工夫の項目で加点する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(工事成績評価)</p> <p>第7条 情報共有システムを利用した工事<u>であっても工事成績評価の加点は行わない。</u></p>